

公 示

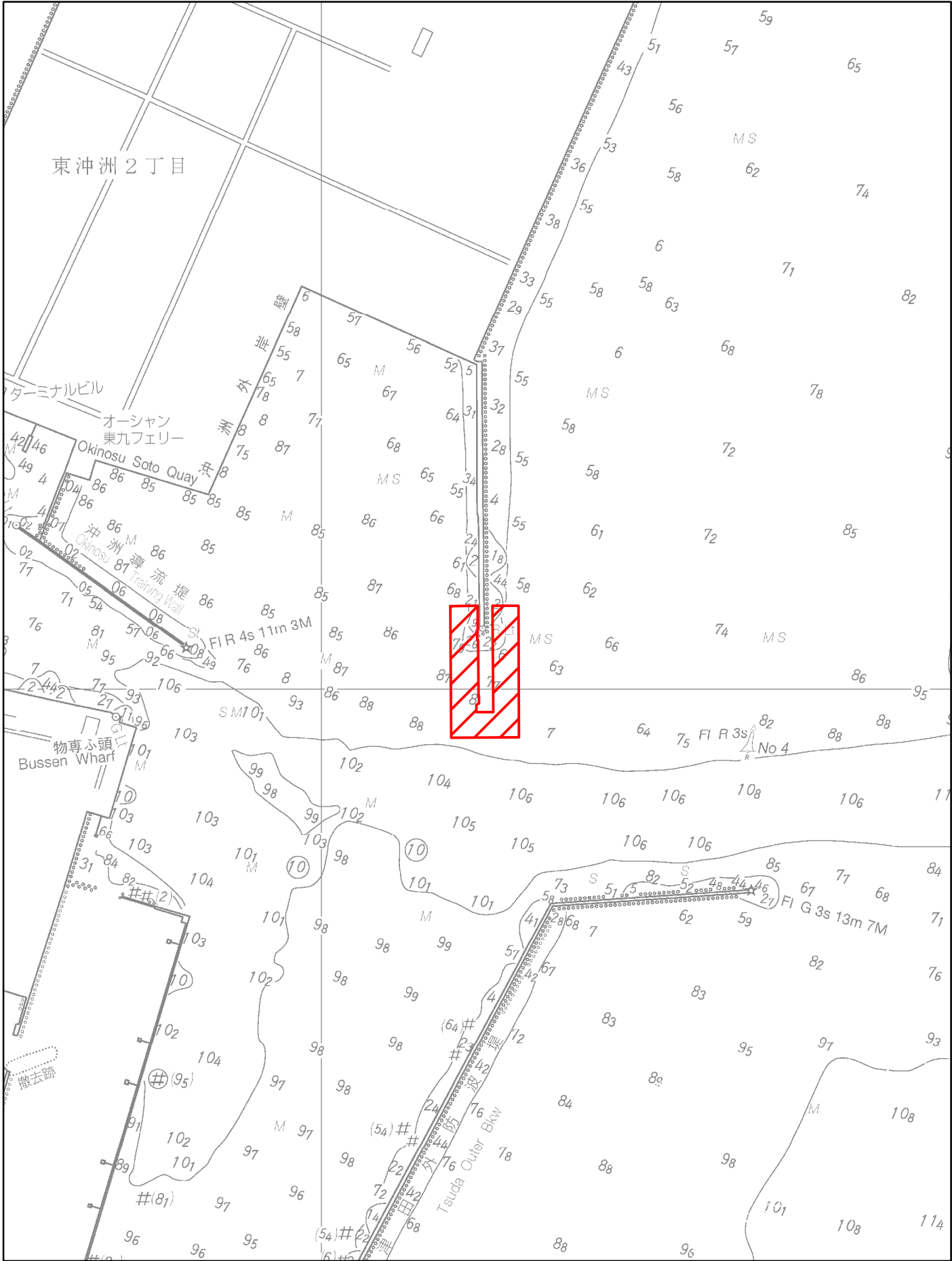
第五管区海上保安本部長公示第26号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和2年3月16日

第五管区海上保安本部長

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
 - (1) 名 称 四国地方整備局 小松島港湾・空港整備事務所
住 所 徳島県小松島市小松島町字新港9-14
 - (2) 名 称 第五管区海上保安本部
住 所 兵庫県神戸市中央区波止場町1-1
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
 - (1) 区 域 徳島小松島港徳島区第1区及び第2区
(別添付図のとおり)
 - (2) 期 間 令和2年3月16日から
令和2年4月10日までのうち4日
- 3 水路測量の実施方法
SBASによる測位、精密音響測深機による海底地形調査等
- 4 航行船舶に対する安全措置
 - (1) 水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚
 - (2) 五管区水路通報第11号（令和2年3月19日発行）



 測量区域